



福岡医発第 1537 号 (地)
令和 2 年 8 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

オンライン資格確認で利用する顔認証付きカードリーダーの
申込受付のお知らせについて (協力依頼)

オンライン資格確認に関しましては、「医療機関向けポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)」が開設される等、令和 2 年 7 月 3 日付け福岡医発第 1008 号 (地) 等にてご連絡申し上げているところです。

今般、標記に関する情報提供及び周知協力依頼が日本医師会を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課より参りましたのでご連絡申し上げます。

開設された当該ポータルにおいて、8 月 7 日より顔認証付きカードリーダーの無償提供の申込受付が開始されており、その旨を案内する別紙リーフレットが、9 月初旬に支払基金より各医療機関宛てに郵送される予定となっております。

医療機関への顔認証付きカードリーダーの無償提供 (診療所は 1 台、病院は 3 台まで) は、昨年創設された医療情報化支援基金 (以下、支援基金) にて実施されますが、別紙リーフレットのとおり、今回無償提供の申請が開始された顔認証付きカードリーダーは、3 つのメーカーの製品がラインナップされており、それぞれ仕様が異なることから、接続する資格確認端末 (パソコン) のメーカーや機種との相性もあると推察されます。そのため、医療機関におかれましては、端末導入や既存システムの改修費用についてのみならず、顔認証付きカードリーダーの機種選定についても、申込の前に、既存の院内システムの導入事業者と十分にご相談いただきますようお願いいたします。

また、オンライン資格確認に対応するために併せて必要となる「資格確認端末 (パソコン) の導入」、「オンライン請求用回線の導入または増強」、「レセコン、

電子カルテ等の既存システムの改修」等については、全額補助ではなく、医療機関側に一部負担が発生することとなります。（補助率や上限額についてはリーフレット・参考資料を参照）この補助金申請等の受付についても、今後当該ポータルで順次開始されることとなっております。

医療機関にとってオンライン資格確認への対応は義務ではありませんが、これによって形成される各医療機関と支払基金を繋ぐネットワークは、今後構築、展開される全国保健医療情報ネットワークの基盤となり得るものであるため、日本医師会としては、支援基金を活用できる機会に、多くの医療機関にインフラ整備を進めていただきたく、医療現場でのオンライン資格確認の運用の詳細等、必要な情報について、丁寧で分かりやすい情報提供を厚生労働省に求めており、厚生労働省では、当初予定していたオンライン資格確認に関する各地での説明会の開催がコロナ禍で難しい状況にあることから、説明用動画を制作され、9月中旬に公開が予定されているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、オンライン資格確認につきましては、福岡県医報7月号「保険診療の窓」に掲載しておりますので改めてご参照いただければ幸いです。

（添付資料）

- ・ 令和2年8月24日付厚生労働省事務連絡
「顔認証付きカードリーダーの申込受付のお知らせについて（協力依頼）」
- ・ 医療機関向けリーフレット
「オンライン資格確認導入に向けたご案内 Vol.02」
- ・ 参考資料
「健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります
～オンライン資格確認導入の手引き～【医療機関・薬局の方々へ】
令和2年8月時点」

(情シ 18)
令和 2 年 8 月 25 日

都道府県医師会 情報システム担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

オンライン資格確認で利用する顔認証付きカードリーダーの
申込受付のお知らせについて（協力依頼）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

令和 2 年 6 月 25 日付「医療情報化支援基金に関するポータルサイト開設のお知らせについて（協力依頼）」（情シ 10）において、令和 3 年 3 月から開始される医療保険のオンライン資格確認の導入に向けて、「医療機関向けポータルサイト」

(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) が開設される旨をご連絡申し上げます。その後開設された当該ポータルにおいて、8 月 7 日より顔認証付きカードリーダーの無償提供の申込受付が開始されており、その旨をご案内するリーフレット（別添）が、9 月初旬に社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）より各医療機関宛てに郵送される予定とのことです。

医療機関への顔認証付きカードリーダーの無償提供（診療所は 1 台、病院は 3 台まで）は、昨年創設された医療情報化支援基金（以下、支援基金）にて実施されますが、オンライン資格確認に対応するために併せて必要となる「資格確認端末（パソコン）の導入」、「オンライン請求用回線の導入または増強」、「レセコン、電子カルテ等の既存システムの改修」等については、全額補助ではなく、医療機関側に一部負担が発生することとなります（補助率や上限額につきましては、リーフレットや参考資料をご参照ください）。この補助金申請等の受付についても、今後当該ポータルで順次開始されることとなっております。

医療機関にとってオンライン資格確認への対応は義務ではありませんが、これによって形成される各医療機関と支払基金を繋ぐネットワークは、今後構築、展開される全国保健医療情報ネットワークの基盤となり得るものです。従いまして、日本医師会としては、支援基金を活用できる機会に、多くの医療機関にインフラ整備を進めていただきたいと考えております。しかしながら、医療現場でのオンライン資格確認の運用の詳細等、必要な情報が未だ十分ではありませんので、丁寧で分かりやすい情報提供を厚生労働省に求めているところです。

これに対し、厚生労働省では、当初予定していたオンライン資格確認に関する各地での説明会の開催がコロナ禍で難しい状況にあることから、説明用動画を制作中であり、9月中の公開を予定しているとのことです。

なお、今回無償提供の申請が開始された顔認証付きカードリーダーは、3つのメーカーの製品がラインナップされており、それぞれ仕様が異なることから、接続する資格確認端末(パソコン)のメーカーや機種との相性もあると推察されます。そのため、医療機関におかれましては、端末導入や既存システムの改修費用についてのみならず、顔認証付きカードリーダーの機種選定につきましても、申込の前に、既存の院内システムの導入事業者と十分にご相談いただく必要があるかと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- ・ 令和2年8月24日付厚生労働省事務連絡
「顔認証付きカードリーダーの申込受付のお知らせについて（協力依頼）」
- ・ 医療機関向けリーフレット
「オンライン資格確認導入に向けたご案内 Vol.02」
- ・ 参考資料
「健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります
～オンライン資格確認導入の手引き～【医療機関・薬局の方々へ】
令和2年8月時点」

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 24 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの申込受付のお知らせについて
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

「医療情報化支援基金に関するポータルサイト開設のお知らせについて（協力依頼）」（令和 2 年 6 月 23 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、「オンライン資格確認」の開始に向けた医療機関・薬局のシステム整備等を支援する医療情報化支援基金（オンライン資格確認関連補助金）の補助について、その詳細をお示しする「医療機関等向けポータルサイト」が開設されるとのご案内をさせていただきました。

今般、当該ポータルサイトにて、顔認証付きカードリーダーの申込受付が 8 月 7 日に開始され、今後、その周知を行うリーフレットの郵送等を予定しておりますので、下記にご配意の上、当該ポータルサイトを利用した顔認証付きカードリーダーの申込等について、貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 顔認証付きカードリーダーの申込受付について

7 月 6 日に社会保険診療報酬支払基金が開設した「医療機関等向けポータルサイト」(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>)において、顔認証付きカードリーダーの申込受付を開始しました。

令和 3 年 3 月からの「オンライン資格確認」の開始に向けて、引き続き当該ポータルサイトにおいて、オンライン資格確認の利用申請及び医療情報化支援基金（オンライン資格確認関連補助金）の補助申請の受付を順次実施する予定ですので、併せて貴会会員の皆様に対しご案内頂きたくお願い申し上げます。

※ 顔認証付きカードリーダーの申込等のご利用にあたっては、アカウント登録が必要となります。アカウント登録して頂くと最新情報をメールでお届けします。

2 顔認証付きカードリーダーの申込受付の開始案内リーフレットについて

顔認証付きカードリーダーの申込受付の開始をご案内するため、「顔認証付きカードリーダーの申込受付の開始案内リーフレット」（別添）を9月初旬に社会保険診療報酬支払基金から医療機関・薬局に郵送することを予定しています。

貴会会員の皆様に医療情報化支援基金(オンライン資格確認関連補助金)についてご案内される際は、当該リーフレットを適宜ご活用いただけますと幸いです。

3 「オンライン資格確認」の導入に向けた説明用資料について

「オンライン資格確認」の導入に向けた周知広報にご活用いただける説明用動画を作成中です。公開時期は、9月中を予定しておりますので、追ってご案内いたします。

【問い合わせ先】

「オンライン資格確認」の導入に向けた説明会について
厚生労働省保険局

医療介護連携政策課保険データ企画室

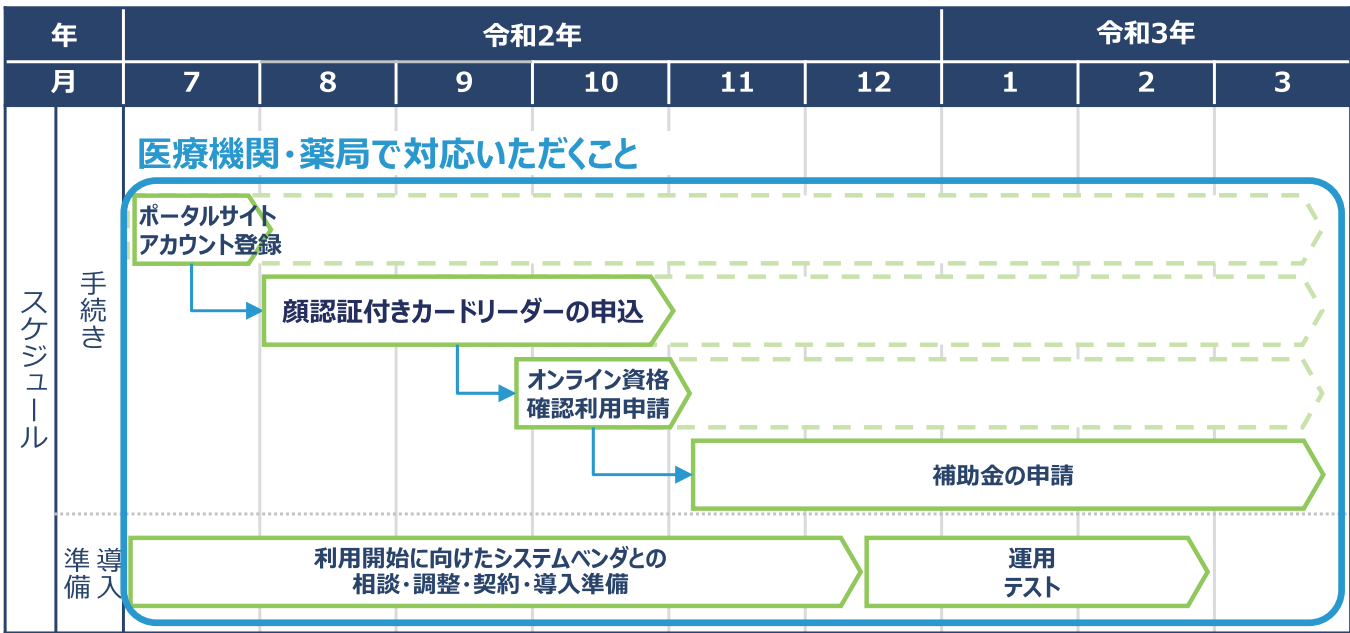
白崎・梅田

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

令和3年3月（予定）のオンライン資格確認スタートに向け
アカウント登録・顔認証付きカードリーダー申込受付中！

申込受付中！

令和3年3月に利用開始する場合のスケジュール



オンライン資格確認導入に向けたご案内

Vol.02

顔認証付きカードリーダーの“無償提供”
に向けた申込受付が始まりました

医療機関等向けポータルサイトの登録

オンライン資格確認の導入をまだ決めていない医療機関・薬局でもお気軽にご登録ください

まずは登録を！

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイト



アカウント登録でできること

- ・最新情報をメールでお知らせ
- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請



ポータルサイト開設1カ月で登録数
35,000ユーザー突破！

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金
✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
☎ 0800-8007121（通話無料）
平日 9：00～17：00



Change, Challenge, Chance
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



Change, Challenge, Chance
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



株式会社
富士通マーケティング



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら



重要

オンライン資格確認の利用には、各種申請・申込とシステム・ネットワークの改修が必要です

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修等を実施してください。

各種申請・申込のお手続き

必ず
申請が必要



医療機関等向けポータルサイトから申し込み受付中！
顔認証付きカードリーダーを申し込みいただくと、オンライン資格確認に参加いただくことになります。

レセプトコンピュータ等・ネットワークの改修

一定の
自己負担あり

レセプトコンピュータ等の改修・
オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

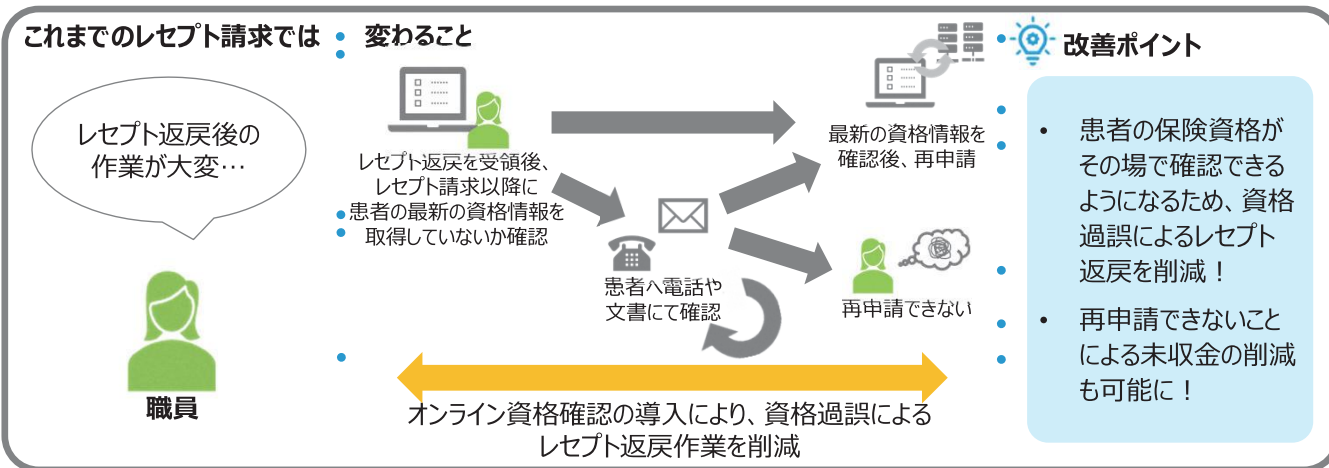
ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

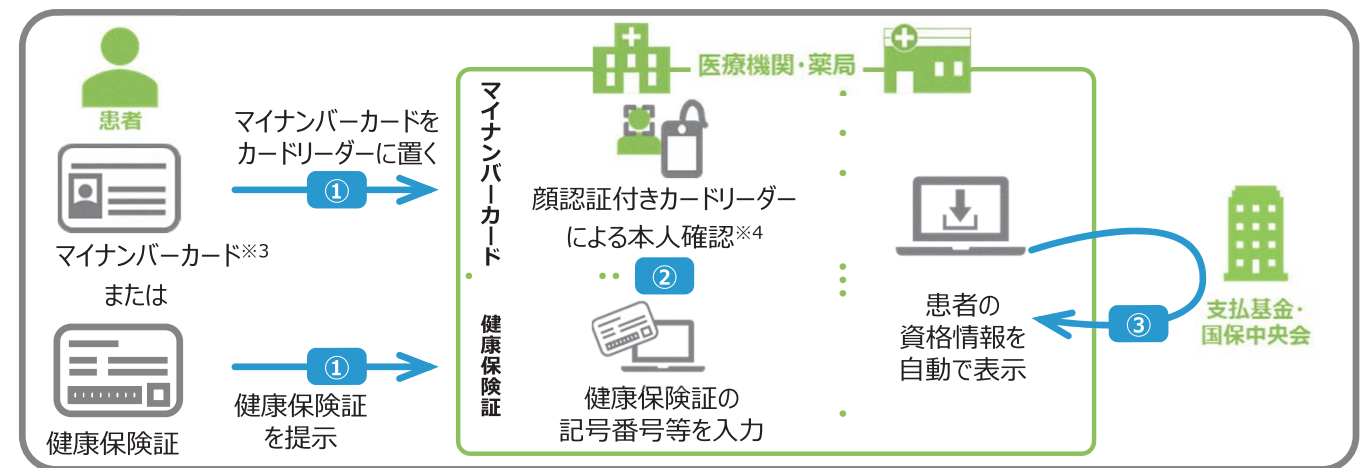
オンライン資格確認導入で医療機関・薬局の業務が変わります

オンライン資格確認の導入により、①資格過誤によるレセプト返戻の作業削減、②過去の薬剤情報/特定健診情報の閲覧が可能になります※1。



※1 受付における患者の資格情報の自動取得及び過去の特定健診情報の閲覧は令和3年3月に、薬剤情報は、令和3年10月に開始されます。
※2 薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能です。

顔認証付きカードリーダーの導入で受付・資格確認がスムーズになります。マイナンバーカードであれば患者との接触機会を減らすことができます。



※3 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバーカードのICチップを利用します。
※4 マイナンバーカードによる本人確認では他に、目視による顔確認及び暗証番号（4桁）による本人確認も可能です。

顔認証付きカードリーダーの無償提供及びシステム改修費の一部を補助いたします(自己負担あり)

対象機関	病院			大型チェーン 薬局※5	診療所/薬局
顔認証付きカードリーダー 無償提供台数	3台まで			1台	1台
その他費用補助上限	1台導入の場合	2台導入の場合	3台導入の場合	21.4万円 事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円 事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円 事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円 事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円 事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		
補助の対象例	オンライン資格確認端末の購入 オンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強 レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の改修 等				

※5 グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局が対象となります。

令和3年3月スタート
(予定)

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

～オンライン資格確認導入の手引き～

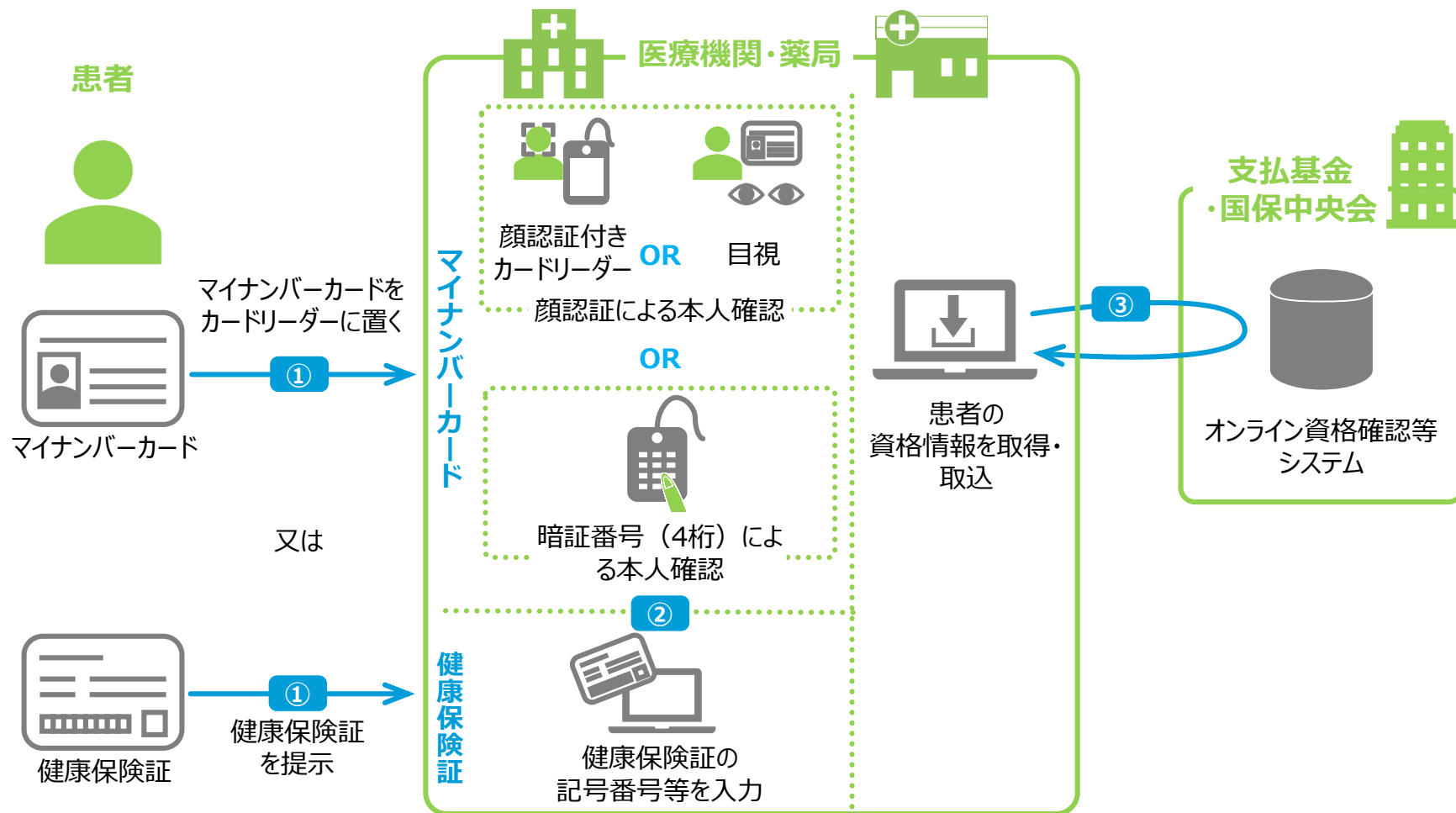
【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年8月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。

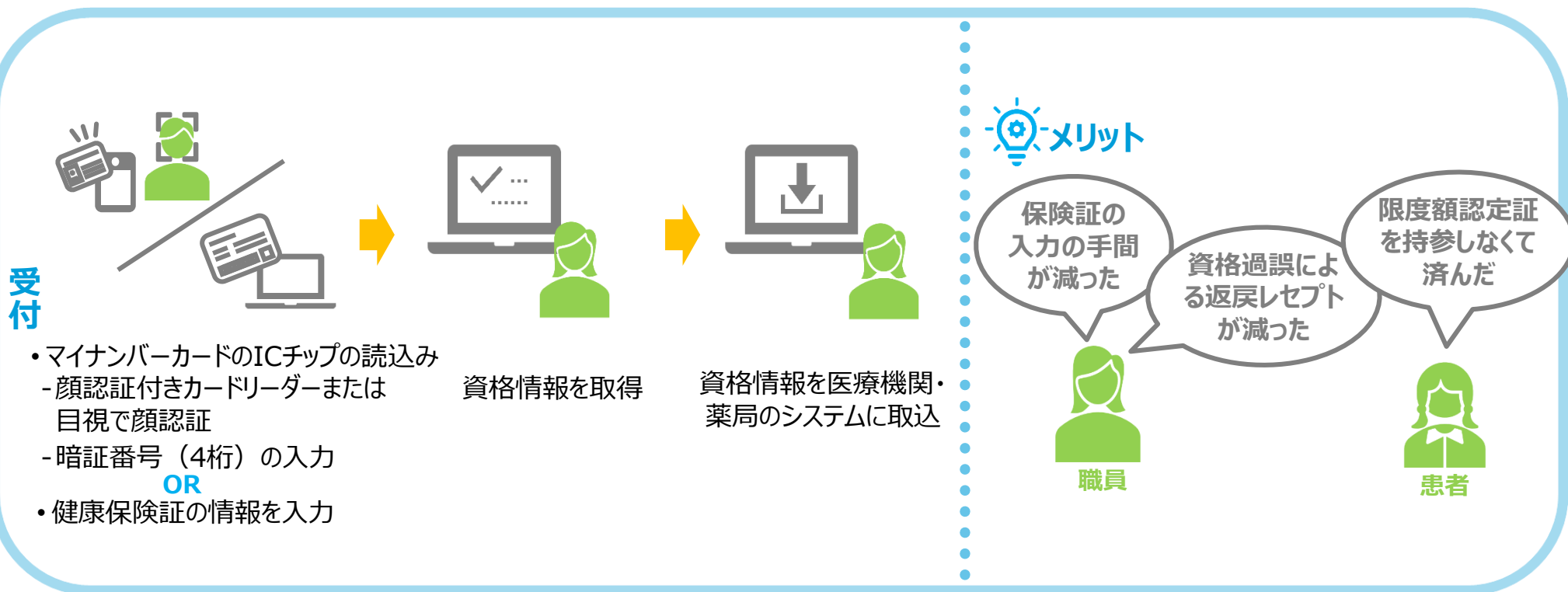
令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えてきます。全ての患者が診療等を受けられるよう準備をお願いします。



2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

診療・投薬



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



薬剤情報/特定健診情報を踏まえた診療・投薬



過去の状況が分かるようになった



医師/薬剤師

災害時にも
薬剤情報等が
確認できる



患者

※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報				登録	
シメイ		性別		資格確認日	
氏名		生年月日		年齢	
保険者番号		保険者名		郵便番号	
記号・番号・枝番				住所	
患者区分				電話番号1	
資格取得年月日		交付年月日		電話番号2	
有効期間		～			

健康
保険
証



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認				完了
保険者番号	12345			
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	
生年月日	昭和45年	1月	1日	
資格確認日	令和元年11月1日			

マイナンバーカード



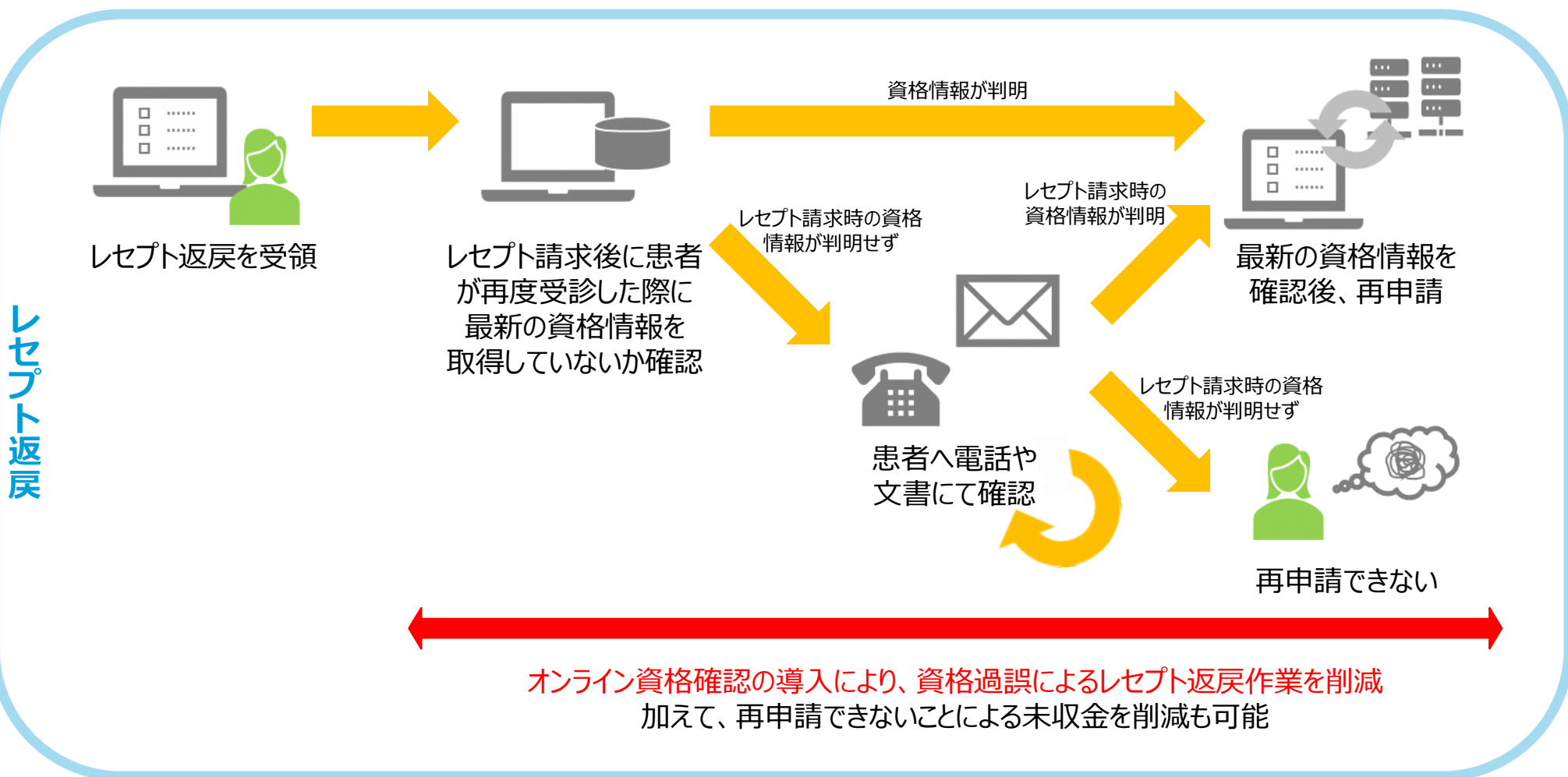
マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

有効な場合
保険資格情報
を取得

3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者の
リストを作成

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...	...	...	...	...	...	...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

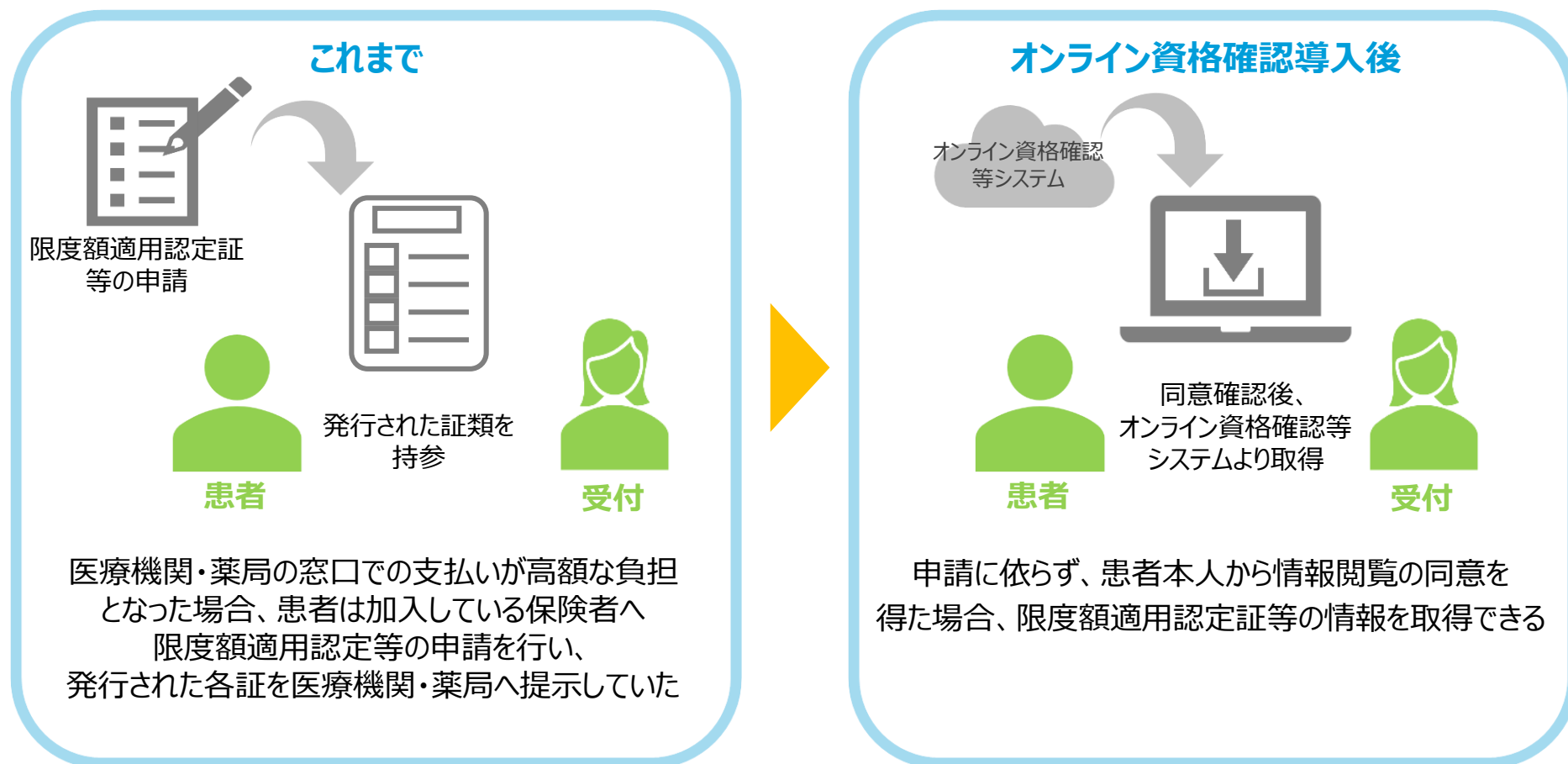
健康保険証の
記号番号等で照会

※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等
※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

3. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧します。

＜閲覧イメージ＞



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

薬剤情報

氏名		厚労太郎		性別	男	年齢	50歳		
診療 月/外/調 剤	処方 日	処方箋の場合		特別指示	内服/屯服/外用/ 注射	薬剤名（商品名）	薬剤名（一般名）	数量 単位	回 数
		調剤日	用法						
月	外来	5日	-	-	内服	ガスター-D錠20m g	ファモチジン錠	2錠	7
月	外来	5日	-	-	内服	プロレス錠12 12m g	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠	7
月	外来	5日	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	1
月	外来	5日	-	-	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管	1
月	調剤	6日	6日	1日1回朝食 後	内服	アースト錠10m g	カルベジロール錠	1錠	23
月	調剤	6日	6日	-	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23錠	1
月	調剤	18日	18日	1日3回食後	内服	ニフェジンカプセル10m g	ニフェジンカプセル	3カプ セル	23
月	調剤	30日	30日	1日1回夕食 後	内服	エースコール錠2m g	デモカプリル塩酸塩錠	1錠	23
月	入院	5日	-	-	内服	リンキサー錠250m g	クロルフェニシンカルバミン酸エステル錠	2錠	1

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報

氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.08		血中脂質検査	中性脂肪	140					
	体重	63.6			HDLコレステロール	125					
	腹囲	79.5			LDLコレステロール	154					
	BMI	21.8		血糖検査	空腹時血糖	97					
血圧等	血圧	67~106			HbA1C	5.1					
					随時血糖	120					
肝機能検査	GOT(AST)	23		血清学検査	CRP	0.07					
	GPT(ALT)	22			RF定量	3未満					
	LDH	160									

特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

<ディスプレイの画面遷移>

カードの準備

患者の本人確認と資格確認の手続き

同意の確認手続き

マイナンバーカードを
置いてください。

本人確認の方法を
選んでください。

顔認証を行う

パスワード入力

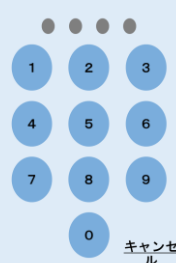
終了する

顔を枠に入れてください。



又は

4桁のパスワードを
入力してください。



過去のお薬情報や、過去の
特定健診（メタボ健
診）情報の閲覧に同意し
ますか。

この情報はあなたの健康
管理のために使用します。

同意する

同意しない

薬剤情報・特定健診情報を
医師等が閲覧する事への同
意の確認

※ 限度額情報を提供する場
合には、次にその同意画面
が表示されます。

顔認証又は4桁の暗証番号を選択し認証

※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をとります。

3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧ができます。

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて医療機関・薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会



薬剤情報										
氏名	厚労太郎		性別	男	年齢	50歳				
処方された薬剤	処方された薬剤									
	薬剤名	剤形	投与量	投与回数	投与期間	薬剤名	剤形	投与量	投与回数	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
	アセトフェン	錠	100mg	1回	1週間	アセトフェン	錠	100mg	1回	
検査結果	検査結果									
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100

特定健診情報										
氏名	厚労太郎		性別	男	年齢	50歳				
検査項目	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
検査結果	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100
	身長	170.00	体重	65.00	BMI	22.00	血圧	110/70	血糖値	100

通常時と同様の画面が閲覧可能

4. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。
 - それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。
（補助の対象となる事業）
 - ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
 - ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
 - ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
 - ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等
- ※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

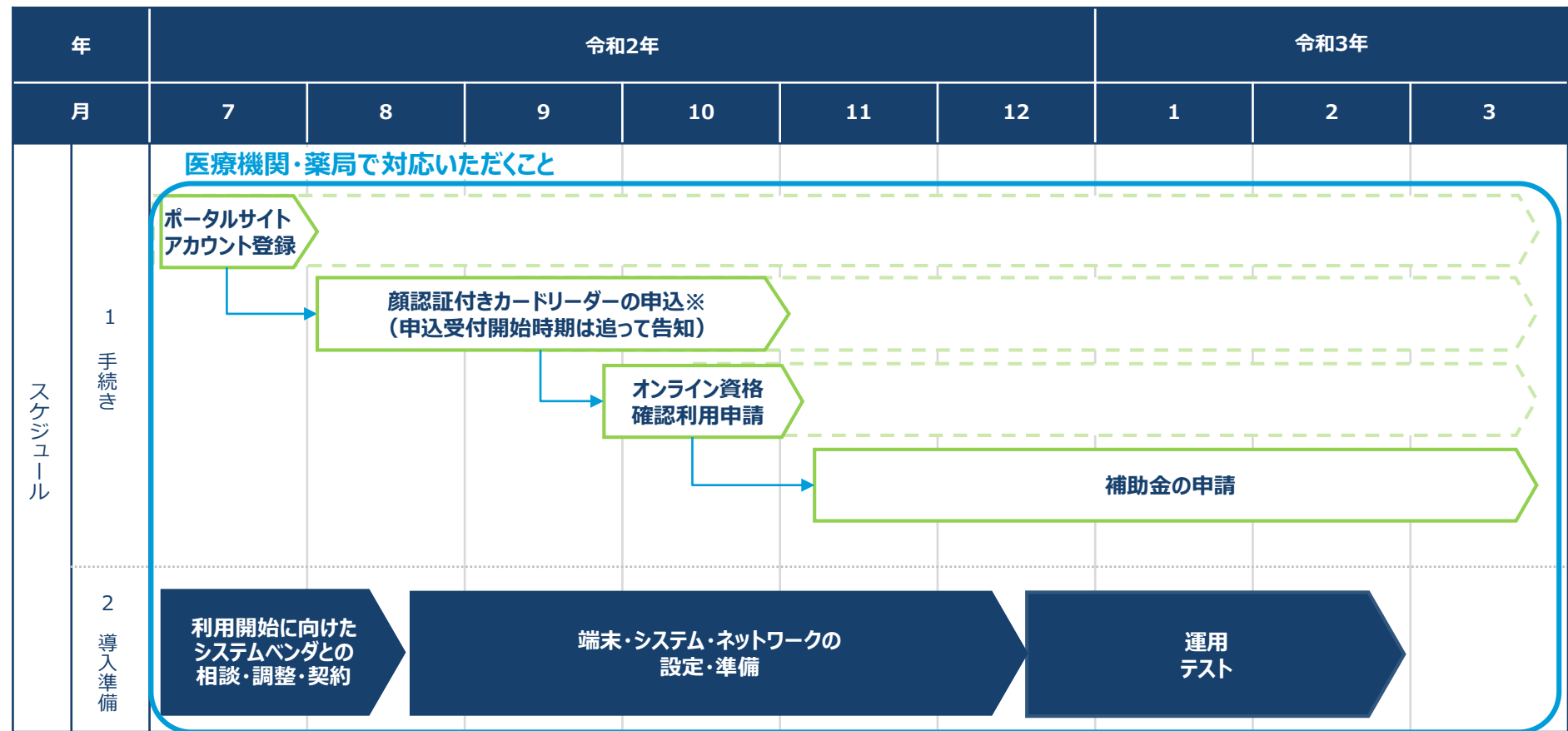
※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

5. 利用開始に向けた準備

オンライン資格確認に参加いただくには、「1 支払基金への申請手続き」と「2 システムベンダ等との相談・改修」の2つの作業が必要です。

「1 支払基金への申請手続き」については、まずはポータルサイトへのアカウント登録をお願いします。アカウント登録いただければ、その都度、必要な情報をお知らせします。

「2 システムベンダ等の相談・改修」については、まずは普段お付き合いのあるベンダの方等に相談いただき、見積りを取っていただくようお願いします。



※ 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)

アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

ポータルサイト開設
1カ月で登録数
35,000ユーザー
突破！

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

オンライン資格確認

検索



お問合せ先：医療情報化支援基金

contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-8007121 (通話無料)

平日 9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。
メールでのお問合せを推奨します。

顔認証付きカードリーダーの申込受付が始まりました。（8月7日～）

医療機関等向けポータルサイトで、導入したい機種を選んでお申し込み下さい。

顔認証付きカードリーダーの申込や各種申請と共に、必要機器の導入やシステム・ネットワークの改修が必要です。各ベンダにお問い合わせ下さい。



株式会社
富士通マーケティング



パナソニック システム
ソリューションズ ジャパン
株式会社



株式会社アルメックス

顔認証付きカードリーダーの
カタログページはこちら



レセプトコンピュータ等の改修・ オンライン資格確認端末等の導入

相談先

現在、使用しているレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

ネットワーク構成の変更

相談先

現在、使用しているレセプトオンライン請求のネットワークの事業者へ参加のための作業や費用等をご相談ください。

6 オンライン資格確認の今後

オンライン資格確認は今後のデータヘルスの基盤となります

今後拡大予定の機能

- ・ 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診情報のみですが、対象となる情報を拡大します。（令和4年夏を目処）
手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- ・ オンライン資格確認等システムを基盤とし、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和4年夏を目処）
紙の受け渡しが必要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能となります。
- ・ 閲覧・活用できる健診等を拡大します。（令和4年度早期）
- ・ 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- ・ モバイル端末でのオンライン資格確認も検討しています。（令和2年度研究事業）

オンライン資格確認には以下の特徴があり、データヘルスの基盤となっていきます。

- ① 全国の医療機関・薬局と安全かつ常時接続されています
- ② 医療情報を個人ごとに管理しており、本人の情報を確実に得ることができます
- ③ 患者の同意を確実にかつ電子的に得ることができます



7. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。
薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。
オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。
支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

7. Q&A

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Answer

A. 導入は義務ではありませんが、資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで初回登録をすることが必要です。なお、初回登録をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に初回登録ができます。

7. Q&A

<2. 医療機関・薬局で変わる事>

Question

Answer

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

7. Q&A

< 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安 >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、ポータルサイトにアカウント登録いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、システムベンダ等に改修費用の見積を依頼してください。

Q. いつから準備を始めればよいですか？

A. 令和2年8月頃から導入作業を実施いただければ、令和3年3月のオンライン資格確認の開始に間に合います。ご担当のシステムベンダ等にご相談ください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくことになりますので、医療機関・薬局における導入作業後である11月以降となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A. オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

参考：マイナンバーカードと健康保険証

券面

マイナンバーカード

表面



裏面

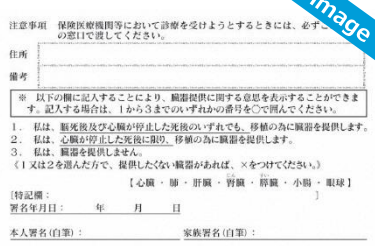


健康保険証

表面



裏面



記載項目

氏名（漢字）	氏名（漢字）
生年月日※1	個人番号（12桁）
性別	生年月日※1
住所	二次元コード（個人番号）
顔写真	磁気ストライプ（自治体で使用）
電子証明書の有効期限（西暦）	ICチップ※3
製造番号（16桁）	
セキュリティコード（4桁）	
サインパネル領域※2	
臓器提供意思表示欄	

- ※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦
- ※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）
- ※3 ICチップに記録される情報は以下
 - ①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）
 - ②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）
 - ③市町村が条例で定めた事項等
- ※4 保険者により記載有無は異なる

氏名（漢字）	住所記入欄
フリガナ※4	備考記入欄※2
生年月日	臓器提供意思表示欄
性別	
被保険者証記号（7・8桁）・番号・枝番（2桁）	
資格取得年月日	
事業所名称※4	
保険者番号（6～8桁）	
保険者名称	
保険者所在地	
被保険者氏名（被扶養者のみ記載）	
交付年月日	

凡例

記載項目

健康保険証のみの記載項目